

佐倉市生活排水対策推進計画（第3期）（案）修正箇所一覧

| NO | 該当部分 | 変更前 | 変更後 |
|----|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 目次 | 第2章 佐倉市生活排水対策推進計画 第5章 今後の目標について | 第2章 佐倉市生活排水対策推進計画の概要 第5章 今後の取組について （1）将来人口推計 （2）生活排水処理対策の処理目標 （3）施設整備による削減効果 |
| 2 | 1p(2) 市長村の責務 | 改正水質汚濁防止法では、 | 改正水質汚濁防止法（以下、「法」という。）では、 |
| 3 | 1p(3) 生活排水対策重点地域と生活排水対策推進計画 | 国は、市町村による生活排水対策の実効性を高めるため、改正水質汚濁防止法に基づき、環境基準が確保されていない公共用水域を有する市町村を『生活排水対策重点地域』に指定するとともに、当該市町村には『生活排水対策推進計画』の策定が義務付けられた。 | 市町村による生活排水対策の実効性を高めるため、法第14条の8において、環境基準が確保されていない公共用水域を有する市町村を、県が『生活排水対策重点地域』に指定するとともに、法第14条の9により、当該市町村には『生活排水対策推進計画』の策定が義務付けられた。 |
| 4 | 2p 章タイトル | 第2章 佐倉市生活排水対策推進計画 | 第2章 佐倉市生活排水対策推進計画の概要 |
| 5 | 2p 計画の基本理念 | こうした状況をふまえ、第1期及び第2期計画を通して掲げた理念が「市民の心に残る美しかった印旛沼の情景を一步一步取り戻していく」とした。水が透き通り、人が泳ぐことのできた、かつての「美しかった印旛沼」に近づけていくことを目指したものであり、今後も理念を継承していくものとする。 | こうした状況をふまえ、第1期及び第2期計画を通して「市民の心に残る美しかった印旛沼の情景を一步一步取り戻していく」ことを理念として掲げた。 これは、水が透き通り、人が泳ぐことのできた、かつての「美しかった印旛沼」に近づけていくことを目指したものであり、この度、この理念を継承し、第3期となる生活排水対策推進計画の策定を行うこととする。 |
| 6 | 3p 計画の期間 | - | 本計画の期間については、関連計画である佐倉市汚水適正処理構想の計画期間（中期目標：2024年度 長期目標：2034年度）を踏まえ、2018年度から2024年度（＝目標年次）までの7年間とする。 現況：2016年（平成28年度） 計画開始年度：2018年（平成29年度） 目標年次：2024年（平成36年度） |

| | | | |
|----|-------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 7 | 11p(3) 気象条件 | 本市の気象は、東日本特有の温暖多雨の型に属するが、その中ではやや内陸的・少雨の傾向にある。過去 10 年の年平均気温は | 本市の気象について、過去 10 年の年平均気温を見ると、 |
| 8 | 14p図3-5 地目別面積 | 「頭数(頭)」 | 「面積(ha)」 |
| 9 | 33p 章タイトル | 第5章 今後の目標について | 第5章 今後の取組について |
| 10 | 33p(3) タイトル | 本市単独での生活排水対策の限界 | 流域市町との連携 |
| 11 | 44p 2行 目 | 本市と他6市 | 他の流域6市 |
| 12 | 44p 9行 目 | 本計画により進めていきます。 | 本計画により進めていく。 |
| 13 | 44p 15行目 | 重点的に進めていくこととなる。 | 重点的に進めていく。 |
| 14 | 44p 下から5行 目 | 印旛沼を管理している関係機関が水質改善に向けた対策を講じることが重要と思われる。 | 印旛沼を管理している関係機関が水質改善に向けた対策を連携して総合的に講じることが重要となる。 |
| 15 | 44p 下から2行 目 | 関係する機関がそれぞれの立場で着実に実効性のある対策を実施する必要がある。 | 関係する機関がそれぞれの立場を踏まえつつ、着実に実効性のある対策を連携して総合的に実施する必要がある。 |